

令和4年12月16日、「令和5年度税制改正大綱」が発表されました。この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● NISA の拡充 個人：減税

上場株式や投資信託等の、配当や譲渡益が非課税になる「NISA」が拡充されます。

内容	区分	～2023.12	2024.1～
年間投資上限額	成長投資枠（一般型）	120万円	240万円
	つみたて投資枠（つみたて型）	40万円	120万円
非課税限度額	成長投資枠（一般型）	600万円	1800万円 （内、成長投資枠 1200万円）
	つみたて投資枠（つみたて型）	800万円	
非課税期間	成長投資枠（一般型）	5年	無期限
	つみたて投資枠（つみたて型）	20年	無期限

● 生前贈与課税の見直し 相続：増減税

相続時精算課税は、贈与時には贈与財産に対する軽減された贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産を加算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算する制度です。この制度を選択すると、年110万円までは課税されない「暦年課税」が適用できなくなりますが、2024年1月以降は、同水準の基礎控除（年110万円）が創設されます。

暦年課税においては、相続財産に加算される生前贈与の期間が、相続開始前3年から7年に延長されます。相続税対策としての生前贈与は、亡くなる7年以上前が必要となります。

● その他の改正

- ・ 防衛増税（法人税は課税所得約2400万円超に付加、所得税は復興特別所得税を実質延長）
- ・ 消費税インボイスについて、免税事業者が登録した場合の納付税額2%特例を創設

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月30日（金）から1月3日（火）です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。